

# 令和5年第8回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和5年11月28日第8回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の出席議員（ 15 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿 部 和 久 次	長 加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深	

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈	市民福祉部長	佐々木 修

農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	斎藤稔
総務課長	斎藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	斎藤真紀	教育総務課長	今野和彦

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和5年11月28日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第9号 専決処分の報告について（専決第11号から第15号）
- 第5 報告第10号 専決処分の報告について（専決第16号）
- 第6 報告第11号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第7 議案第78号 教育委員会教育長の任命について
- 第8 議案第79号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議案第80号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第81号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第82号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第83号 にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第84号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第85号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第86号 にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第87号 にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第88号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第89号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第90号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第91号 市道路線の廃止について
- 第21 議案第92号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第22 議案第93号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について

- 第23 議案第 94号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第24 議案第 95号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第 96号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第 97号 令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第27 議案第 98号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第28 議案第 99号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第29 議案第100号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第30 議案第101号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第102号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和5年第8回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、13番佐々木春男議員、14番佐々木敏春議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る11月21日、議会運営委員会を開催し、12月定例会、その他について協議いたしましたので、内容をご報告いたします。

12月定例会への提出案件は、報告3件、人事案件2件、条例の改正案10件、補正予算案10件、その他3件、計28件であります。また、今回上程する陳情は4件で、一般質問は5人です。

会期日程についてご報告いたします。お手元の日程案をご覧ください。

会期は、本日11月28日から12月12日までの15日間とします。日程は、本日の本会議、11月30日及び12月1日の2日間を一般質問とし、質問者は11月30日に3人、12月1日に2人といたします。その後、12月5日に議案質疑、議案等付託、予算特別委員会設置を行い、当日から11日までを委員会とします。12月12日は、本定例会の最終日とし、本会議において討論、採決等を行います。

次に、会期初日に採決を行う議案についてご報告いたします。

議案第78号から議案第82号までの5件及び議案第93号から第97号までの5件、合計10件の議案については、本日、本会議において質疑、討論、採決を行います。

そのうち議案第78号及び議案第79号は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略し、採決を行います。採決の方法は、議案第78号は無記名投票とし、第79号は起立採決といたします。

そのほかといたしまして、次のとおり決定しましたのでご報告いたします。

本日、本会議終了後、正副議長、正副委員長会議を開催します。

12月1日、金曜日、本会議終了後、広報広聴委員会を開催します。

感染症対策に関してご報告いたします。

今定例会においては、これまでの運用方針どおりの対応とすることに決定いたしましたので、引き続き感染予防のご協力をお願いいたします。

また、本会議に出席の課長職は、休憩中のタイミングでの退席を認めることといたしましたのでご報告いたします。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月12日までの15日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。議案第78号教育委員会教育長の任命についてから議案第82号にかほ市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまで及び議案第93号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてから議案第97号令和5年度にかほ市水道会計補正予算（第2号）についてまでの議案10件については、会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略し、本日、全ての提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、最近の市政について報告をさせていただきます。

まず、令和6年度の予算編成方針についてであります。

我が国の経済は、雇用や所得環境の改善が進む中、緩やかな回復が続いております。一方で、世界的な金融引き締め等による物価上昇や金融資本市場の変動等の影響が大きく、様々な社会課題に機動的に対応し、大胆な改革を進めていくことが重要であるとしております。

地方財政については、DX・GXの推進やこども・子育て政策の強化などのために、一般財源の総額は前年度と同水準が確保される見込みであります。その歳出構造については平時に戻すとしているほか、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしており、国の動向を注視していく必要があります。

秋田県においては、気候変動に対応した防災力の強化に対応するため、相当程度の一般財源負担や地方債発行の増加などが見込まれる中で、財政の見通しは引き続き厳しい状況にあるとしております。

そうした中でも、「未来の秋田を支える人への投資」や「気候変動に対応した防災力の強化」に取り組み、「新秋田元気創造プラン」の更なる加速化を図るための施策事業について、重点的に推進していくとしております。

本市の財政状況は、一般会計の令和4年度決算が実質収支が約5億5,836万円の黒字、実質単年度収支も約3億9,301万円の黒字となりました。

歳入の一般財源は、コロナ禍からの回復の動きがみられ、市税が、前年度比で4.42%、約1億2,055万円の増額となりました。地方交付税については、交付税算定内容の変更などにより、1.16%の減となっております。また、「ふるさと納税」の寄付額は、引き続き順調に推移しております。

一方で、歳出は、アウトドア拠点施設整備事業の実施のほか、道路改良事業の進捗などにより普通建設事業費が増加したほか、物価高騰対策事業などにより補助費等が増大しております。なお、物価高騰の影響などで物件費が増大したことが大きく影響し、経常収支比率は92.29%で、前年度比で3.3ポイント悪化をしております。

今後の財政見通しは、歳入では、市税等において人口減少による影響は避けられず、また、臨時財政対策債の大幅な発行抑制により実質的な地方交付税は減少が見込まれており、一般財源総額の増額は見込むことができません。

一方で、歳出は、国の「こども未来戦略方針」に基づく新たな施策への対応が必要となるほか、高齢化により増加する扶助費や社会保障費への対応、そして公共施設等の老朽化対策など、多様化、複雑化する課題への対応が必要であります。

これらを踏まえ、令和6年度の市の予算編成は、「第2次にかほ市総合発展計画（後期基本計画）」に掲げるまちづくりの基本方針に基づく諸施策や、「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策、そして市長公約の7分野25項目の事業に取り組むために、より効果的に財源、人材、時間を配分し、次の世代に誇りをもって引き継ぐことができる街づくりの予算を編成いたし

ます。

次に、オーストリア・ドイチュランツベルク市への訪問についてであります。

10月15日から21日まで、オーストリア共和国シュタイアーマルク州ドイチュランツベルク市を訪問いたしました。

同市はTDKの欧州における研究施設を有する拠点であり、その自然環境、市の規模、そして共にTDK工場を有するという共通点が多いことから、将来的な交流についてTDK側から提案を受けたものであります。

滞在期間中は、ドイチュランツベルク市長ヨゼフ・ヴァルナー氏をはじめ、TDK株式会社ピエゾ・アンド・プロテクションデバイスビジネスグループ社長のミヒヤエル・シュタール氏、その他多くの関係者からご協力をいただき、TDK工場見学、観光協会でのレクチャー、市の所有するブドウ園から生産されるワイン産業の現状を視察したほか、両市の現状について意見交換を行いました。

国際交流においては、相互理解を深めていくことが大変重要ですので、来年度、ドイチュランツベルク市長の本市への訪問をお願いしてまいりました。

今後、両市でどのような交流プログラムが可能なのか検討をしてまいります。

次に、にかほ市物産展の開催についてであります。

11月18日に、姉妹地である台東区浅草馬道地区の浅草神社境内地において「にかほ市物産展」を4年ぶりに開催しました。

市内4事業者が出店し、来場者からは物産展が再開された喜びの声をいただいております。

応援ゲストの「なまはげ」や「超神ネイガー」を含め、インバウンドによる外国人観光客や七五三の参拝で訪れた方々など多くの方が来場し、大変にぎわいました。

次に、にかほ市ふるさと会の開催についてであります。

11月19日に、「第13回にかほ市ふるさと会」が、東京プリンスホテルを会場に4年ぶりに開催されました。

会員や本市からの参加者を含めた216人が集い、紹介ビデオ「にかほ この4年」を上映したほか、ふるさとの特産品の抽選会などでにぎわいました。

懇親会では、同窓生や同郷の方々と4年ぶりの再会に、近況の報告やふるさとに対する熱い思いを語り合い、親交を深め、盛会裡に終了しました。

次に、若者支援住宅の整備についてであります。

若者支援住宅整備事業については、昨年12月末に、日銀が金融緩和策を修正し、国内債券市場における長期金利の上限の引き上げを発表したことを受けて、全体事業費の大幅な増加が見込まれることから事業を一旦停止し、計画の見直し・検討を行うこととしたところであります。

今後は、国の交付金事業等の財源を確保して進めることとし、国の地域優良賃貸住宅制度を活用した公営住宅の整備を行うため、国・県との事前協議を進めております。

国の交付金を活用した上で、需給状況を見ながら段階的に整備を進めるため、先行して敷地造成を行う必要があることから、設計・施工一括発注方式で事業を実施するための債務負担行為の設定

を今定例会に提案しております。

また、白幡森周辺エリア基本構想の策定を受けて、白幡森地内のまちづくりを推進するため、市道整備に係る測量・設計等の業務についての補正予算案も今定例会に提出しております。

次に、デマンド交通の実証運行についてであります。

羽後交通小砂川線が11月30日で廃止されるため、代替交通として12月1日からデマンド交通の実証運行を行います。

上浜地区から象潟元町への移動手段として、日中の時間帯に、乗り合い送迎サービス、いわゆるデマンド交通を運行します。

デマンド交通は、自宅近くからの買物や通院など、高齢者の利用に最適化された運行システムであり、現在、各集落サロン等に出向き、丁寧に説明を重ねているところであります。

今後、利用状況を検証しながら、持続可能な生活交通の確保に取り組んでまいります。

次に、敬老式についてであります。

9月末から10月中旬の5日間にわたり、4年ぶりの敬老式を例年どおりの形式で開催いたしました。

75歳以上の対象者5,244名中649名が出席し、参加率は12.4%であったものの、参加者は久しぶりの交流を楽しみ、大変好評であったほか、開催したことへ感謝の声も多くいただきました。

敬老式の在り方につきましては、多角的な視点から、引き続き検討してまいります。

次に、住民税非課税世帯に対する給付金についてであります。

7月から実施している令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給する住民税非課税世帯支援給付金は、10月31日に申請期限を迎え、11月末で完了することとなります。

最終実績は、確認書送付世帯2,407世帯の支給決定件数は2,333件（96.9%）、申請書送付世帯259世帯の支給決定件数は137件（52.9%）となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

本市の令和5年秋開始接種は、10月22日から11月29日まで行い、接種率は11月5日現在21.7%となっております。

今後、接種を希望される方は、特例臨時接種の実施期間である令和6年3月31日まで、市内の個別接種の実施医療機関で接種することができます。

なお、小児及び乳幼児の接種についても、引き続き由利本荘市との協定に基づき、由利本荘市内の小児科医院で接種を行います。

次に、農産物の状況についてであります。

今年の稲作の状況は、8月からの高温で登熟が早まりましたが、9月の天候不順により、結果的に例年どおりの稲刈りとなっております。

秋田県中央の作況指数は95の「やや不良」、反収は、昨年比6kg減の542kgとなっており、10月末現在のJA集出荷数量は、昨年同期比で約787トン少ない約4,553トンとなっております。

県内の一等米比率は、今夏の猛暑で白濁の米が多く、9月30日現在62.6%と例年より低下しておりますが、11月22日現在の本市の状況は、82.9%となっております。

一方、JA秋田しんせいによる一等米60kg当たりの概算金は、主力の「ひとめぼれ」で昨年より1,000円高い1万580円となっております。

野菜や花きは、暑熱の影響を大きく受け減収しており、園芸農家の継続を支援するため、肥料等に係る費用の一部を助成するための補正予算案を今定例会に提出しております。

次に、ツキノワグマの状況についてであります。

秋田県内では、クマによる複数の人身被害が発生しており、今後も人身被害の発生が危惧されることから、5月に発令した「ツキノワグマ出没警報」を12月31日まで延長しております。

11月22日現在の本市の状況は、目撃情報が45件、捕獲駆除が31頭となっており、例年を大きく上回っております。

本市では、目撃情報に際しては、防災行政無線と防災あんしんメール等による注意喚起、幹部交番、消防署及び猟友会との連携によるパトロールのほか、箱わなを設置し、捕獲駆除をしております。

また、9月には関係機関と連携して、市街地にクマが出没した際の役割や対応についての実地訓練を行っております。

今後も警戒と対策を継続し、野生動物を人間の生活圏に出没させない環境整備に努めてまいります。

次に、冬季の道路除雪についてであります。

12月1日から、冬期間の道路除雪体制に向けて、11月14日に委託業者等との「除雪会議」を開催し、安全かつ効率的な除雪作業が実施できるように打ち合せを行っております。

直営作業班をはじめ、市内業者12社を含む個人・団体への委託体制で、降雪時の円滑な歩行と車両通行の確保に努めてまいります。

次に、水道料金の改定についてであります。

現在の水道料金については、平成26年9月1日に改定されたものとなっておりますが、改定後9年が経過し、現在の社会状況は、人口減少による使用量及び料金収入の減少や電気料金の高騰等による経費の増大など、大きく変化しております。

こうした変化を反映した総括原価の見直しを行うとともに、今後の経年管の更新等の設備維持のため、今定例会に水道料金改定の条例改正案を提出しております。

改定率は37.28%、標準的な家庭で——22㎡ですが——標準的な家庭の月間水道料金は821円の負担増（税抜き）となる見込みであります。

新料金の実施日は、令和6年6月1日を予定しており、地区説明会の開催や広報、折り込みチラシ、ホームページへの掲載等を実施しながら市民への周知をしております。

今般の物価高騰の中で、市民の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、安全で安心な水道事業の継続のためにご理解をお願いしたいと思います。

次に、下水道事業の公営企業会計への移行についてであります。

平成31年1月の総務省からの通知により、人口3万人未満の市町村については、令和6年4月までに下水道事業、農業集落排水事業等を含みますが——下水道事業を公営企業会計へ移行すること

とされており、本市においても令和6年4月1日からの公営企業会計移行に向けて準備を進めております。

下水道事業については、施設や設備の老朽化に伴う更新や、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれておりますが、将来にわたり安定的に住民生活に必要なサービスを提供していく重要なライフラインとなっております。

公営企業会計へ移行することにより、下水道事業の経営状況を正確に把握することが可能となるとともに、下水道資産の適正な維持管理を計画的に行うことや下水道事業の効率化、事業のコスト削減が図られることが見込まれます。

公営企業会計化のための関連条例改正案を今定例会に提出しております。

次に、市内の経済状況についてであります。

7月から9月の景況調査では、依頼した69社のうち63%に当たる44社から回答がありました。全体としては前年同期と比較して「好転」が8社、「横ばい」が16社、「悪化」が20社となっております。

その中でも市内の主力産業である製造業においては、前年同期と比較して「好転」が4社、「横ばい」が6社に対し「悪化」は12社と、前回調査時と比較して「横ばい」や「悪化」はあまり変化がなかったものの、「好転」が減少しており、物価高騰による販売経費上昇の影響によるものとの声が多くあがっていることから、今後も十分に注視をまいります。

次に、高校生の求人状況についてであります。

来春の高校卒業予定者に対するハローワーク本荘での求人の受付状況は、9月末現在で、求人数が前年同期比で73人増の580人、求人を提出した事業所は前年同期比で12社減の118事業所となっております。

一方、管内の高校卒業予定者のうち就職希望者は、9月末現在、前年同期比で15人減の216人、就職希望地は県内が前年比で24人減の181人、県外は前年比で9人増の35人となっております。

本市の状況としては、来春に卒業予定の本市在住高校生170人のうち、就職希望者は県内54人、県外は13人の計67人（39.4%）となっております。10月末現在の採用内定者は、全体で55人（82.1%）、県内14社に51人、県外3社に4人で、県内のうち、市内への内定者は9社に22人となっております。

管内においては、就職を希望する生徒が前年同期より減少しているにもかかわらず、県外就職希望者は増加の結果となっております。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げとなったことに伴い、県外の企業の採用活動が活発になったことなどが影響していると考えられ、地元企業においては人材獲得が更に厳しさを増しております。

次に、にかほ市外国人技能実習生交流事業についてであります。

市内の製造業で就労する外国人技能実習生が充実した生活を送れるようサポートするため、毎年交流事業を行っております。

今年度1回目の事業は、車を持たない実習生がなかなか足を運ぶことができない鳥海山5合目や仁賀保高原などの観光地を中心にバスで巡り、就労先が異なる実習生と日本語で会話するなど交流

を深めております。

2回目はフットサル交流大会を予定しており、引き続き、外国人技能実習生が本市で充実した実習活動ができるよう、側面からサポートをしております。

次に、移住・定住の促進についてであります。

10月22日に東京都で「第3回あきたまるごとAターンフェア」が開催され、本市からブースを出展し、8組の方々から相談を受け、全員から移住希望登録を受けております。

また、昨年に引き続き、子育て世帯の移住促進を目的に、首都圏等に住む「ひとり親世帯」を対象に、9月30日と10月1日に、本市の子育て環境等を直接体験できるツアーを企画し、4世帯10人の親子が参加をしております。

本市の移住支援制度や子育て支援策の紹介、市内企業等の訪問などのほか、親子で遊べるミュージアムや公園なども体験していただき、本市への移住に対し関心を高めていただくことができました。

今後もお試し移住体験ツアー等を実施し、移住支援制度や子育て支援策をPRしながら、移住促進に繋げてまいります。

次に、若者の地元定着の促進についてであります。

市内事業所の入社3年以内の若年就業者を対象に、コミュニケーション能力の向上とモチベーションアップを図ることにより、早期離職の抑制や職場定着に繋げるための「若者職場定着セミナー」を全3回の日程で開催し、市内事業所から5社13人が参加をしております。

また、由利地域振興局との共催により、市内の中学2年生を対象に「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を10月19日に象潟中学校、11月2日に仁賀保中学校を会場に開催しております。

製造業や建設業、林業などのほか、秋田大学や看護学校など様々な業種を加えた18事業者がブースを設け、自社製品やサービスを紹介し、業種や企業の魅力などをPRしました。

義務教育の段階で生徒と企業が直接触れ合うことにより、生徒へのキャリア教育の一環として、地元企業への理解を深めてもらうために貴重な機会となっております。

今後も、若い人たちにとって地元就職が選択肢となるよう意識醸成を図るとともに、若年就業者の職場定着や若者の地元定住を促進してまいります。

次に、アウトドア拠点施設整備の進捗状況についてであります。

道の駅象潟エリアに建設中の拠点施設本体工事の進捗状況は、10月に基礎工事が完了し、11月から鉄骨工事に着手しております。11月20日時点の工事の進捗率は約40%となっております。

12月中に本体工事が完成する予定でしたが、用地造成工事の遅れや、本体工事での転石の影響等により3月中旬まで工期延長を行う予定ですが、外構工事を含め今年度内の工事完了を目指してまいります。

なお、施設のオープンは、来年のゴールデンウィーク前後を見込んでおります。

次に、竹嶋潟スケートパークの拡張整備についてであります。

4月8日オープンから10月15日まで、延べ2,400人の利用があり、利用者から多くの喜びの声をいただきながら、拡張整備のため今年の利用を終了しております。

この間、実際にパークを利用した方々へのアンケート調査や、地元愛好者との意見交換を重ねてきましたが、その中で、初心者専用エリアの整備や照明設備についての強い要望が出されております。

これらを踏まえ、今年度の拡張整備については、当初の計画を一部変更し、休憩施設やトイレの整備を一旦見合わせ、初心者専用エリアや照明設備を優先して整備を進めていくこととしました。

来年春には、初心者の方から上級者の方まで多くの方々が、これまで以上に楽しんでいただけるスケートパークとして、フルオープンする予定であります。

次に、竹嶋潟における魚のへい死についてであります。

9月24日に竹嶋潟において多数の魚が死んでいるとの連絡を受け、25日に本荘保健所の立ち合いの下、原因調査のための水質検査、へい死した魚類の処理作業を同日午後より開始しました。

その2日後には「水中における酸素不足が原因の可能性がある」との水質検査の結果が公表されており、潟への流入水が極端に減少する時期であったこと、そして今夏の異常な暑さが起因していると考えております。

現在、今後の対策を検討しているところであります。

次に、老朽化したスポーツ施設の運用見直しについてであります。

現在、閉校した旧小出・上浜・上郷の各小学校の体育施設をスポーツ施設として運用しておりますが、いずれの施設とも老朽化が進んでおります。その中でも、小出、上浜の各コミュニティプールについては、コロナ禍の影響や老朽化による不具合により利用を中止しております。

また、上浜グラウンドについて、かつてはスポ少などの利用がありましたが、年々利用者数が減少し、今年度はスポーツ団体からの利用申請はゼロとなっております。

これらを踏まえ、現在、関係自治会と用途廃止を視野に入れ、今後の運用について協議をしております。

いずれの施設も利用拡大が見込めないことから、地域へ丁寧な説明を行った上で、早ければ3月定例会へ用途廃止の条例改正案を提出したいと考えております。

次に、スポレク祭についてであります。

10月9日のスポーツの日に「にかほ市スポレク祭」を開催し、市内各スポーツ団体の協力をいただきながら様々なスポーツ体験会を行っております。

参加者が約240人となったメイン会場の「エスパーク★にかほ」では、スポーツ庁が開催するイベントとオンラインで繋ぎ、室伏スポーツ庁長官の実演による講習会に大勢の市民が参加しました。

また、秋田スティーラーズによるバスケットボール体験会などのほか、ブラウブリッツ秋田との健幸プロジェクト連携事業などもあわせて行っております。

今後も、各種団体と連携し、多様なスポーツが体験できる場を提供してまいります。

最後に、秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたランについてであります。

10月1日に由利本荘市を会場に「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！第10回由利本荘大会」が開催されました。

今年をもって一旦休止となる本大会でありましたが、本市からは、各大会上位選手の中から選抜

された総勢16人で編成されたチームが出場し、練習の成果を遺憾なく発揮し、市の部門では5位、総合では6位と、過去最高の成績を収めております。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） 最近の教育行政について報告いたします。

はじめに、最近の学校の様子についてであります。

小・中学校におけるこの2学期は、にかほ地域学に重点を置いた地域素材や人材を活用した学習活動や学校行事に取り組むことができました。9月下旬から実施された教育委員学校訪問では、学級全体で元気な声で歌う姿や1人1台端末を活用した協働的な学習など、意欲的に学ぶ児童・生徒の姿を見ることができました。小学校の修学旅行では、行き先がコロナ禍前の仙台・松島などに戻り、見聞を広め仲間との思い出をつくる貴重な体験となりました。また、学校祭では、合唱コンクール、学習発表やクラスデコなど生徒の主体性を生かしながら実施し、成就感を味わうことができました。

中学校では、今年度も3年生を対象とした「学習講演会」を実施しており、各中学校出身の秋田大学生が、夢や希望を実現させるためにどんな努力をしたのかをテーマとしたお話を伺い、受験を控えた3年生のよい刺激となりました。

また、総合的な学習の時間では、「にかほ市若者100人会議」と連携し、にかほ市で働く人の講話を聞いたり、実際に仕事を体験するなど地域に根ざしたキャリア教育の充実を図っております。

10月には、秋田県選挙管理委員会、にかほ市選挙管理委員会、秋田県明るい選挙推進協議会の連携により、全県で初めて中学校での本格的な選挙啓発講座が開催されました。仁賀保中学校3年生61人が参加し、座学や模擬授業を通じて、一票を投じることの大切さを学んでおります。

次に、児童・生徒による各種大会等の結果についてであります。

9月に開催された本荘由利中学校秋季大会において、女子剣道で仁賀保中学校が団体優勝し、同じく個人で仁賀保中学校2年女子宮本花帆さんが優勝、男子ソフトテニスで仁賀保中学校2年加藤京介さん、安倍結斗さんが優勝しております。

また、男子柔道55kg級で金浦中学校2年齋藤風馬さん、同じく60kg級で金浦中学校2年齋藤心温さんが優勝しております。第62回秋田県中学校秋季陸上競技大会男子1年1,500mで仁賀保中学校1年佐々木瑠清さんが優勝しております。また、金浦中学校3年小林侑史さんが本荘由利英語暗唱弁論大会で最優秀賞を受賞しております。

次に、学校環境適正化についてであります。

全国的に少子化が進行する中、本市においても児童・生徒数が減少し、全体として小・中学校の小規模化が進んでおり、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されています。そのため、昨年学校環境適正化検討委員会を設置し、今後の市内小中学校の在り方について検討を行い、令和5年3月に教育委員会に対し提言書が提出されております。提言をうけて、本市の将来を担う子どもたちが、心身ともにたくましく、豊かな人間性や社会性を養うとともに、確かな学力が身に付けられるような教育環境を構築するため、教育の質の充実を図ることを目的として「にかほ市学

校環境適正化基本計画（案）」をまとめました。この案を保護者や地域の皆さんにお知らせし、意見交換する場を11月20日から、各小学校区単位で開催しております。

計画の概略は、計画期間を令和6年度から令和15年度までの10年間とし、令和10年4月までに小学校の適正化を、令和14年4月までに中学校の適正化を図ろうというものです。適正化の手法は統合としております。小学校は仁賀保地域の二つの小学校を統合し市内3小学校に、中学校は市内3つの中学校を1校に統合するという計画になっております。いずれも、既存校舎を利用した統合としております。なお、中学校の位置については、市が行っている人口減少対応施策などの効果を見定めてから決定するものとしており、その決定時期を令和9年度としております。

次に、市民文化祭についてであります。

芸術文化活動の成果の発表や、市民が芸術文化に触れる機会を創出するため、延べ5日間の日程で文化祭を開催しました。

2週にわたる発表部門は、仁賀保勤労青少年ホームで10月28日に音楽祭、29日に芸能祭を開催し、33団体の出演がありました。2日間の観覧者数は、延べ587人と多くの方々を観覧にみえられました。現在、この2日間の様子を収録した映像をYouTubeでアーカイブ配信しております。

展示部門は11月3日から5日まで、市内3公民館及び3体育館で開催し、各種文化芸術団体や市内の保育園、小・中学校、仁賀保高校の作品展に加え、県立ゆり支援学校生の作業学習製品の展示も行いました。また、4年ぶりにお茶会、さんとらっぷ・コロニー・婦人団体連絡協議会の協力によるバザー、あるいは手芸などの創作コーナー、ドローン操作などの体験コーナーを設け実施しました。3日間の来館者数は延べ4,297人と非常に大きなにぎわいをみせた3日間となりました。

また、昨年度より文化祭のイベントに加ええた参加型交流イベントでは、秋田県eスポーツ連合、仁賀保高校eスポーツ部の協力により「eスポーツ体験会」を開催し好評を得ております。

次に、二十歳を祝う会についてであります。

「にかほ市二十歳を祝う会」を令和6年1月7日に開催します。今年度21歳を迎える239名が対象となり、会場はホテルエクセルキクスイとなります。

次に、池田修三木版画展まちびと美術館「ものがたり」についてであります。

11月3日から12日までの10日間、象潟公会堂をメイン会場として、飲食店や商店等に池田修三作品を展示し、まちを巡りながら作品を鑑賞する「まちびと美術館」を開催しました。公会堂には期間中延べ553人が訪れております。

また、開催に合わせて、オリジナルフレーム切手「にかほ市の宝もの 池田修三木版画第5集 ねがい」の発売を開始しております。

次に、にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展についてであります。

児童の創意工夫や科学に対する関心を高めることを目的に、令和5年度にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展を開催しました。

発明工夫作品は、特に優れた作品として12点を秋田県発明展に出展し、9点が入賞しました。そのうち5点は、来年3月に開催される全国学生児童発明くふう展に出展されることになっております。

未来の科学の夢絵画展は、市の入賞作品30点が、同じく3月に開催される全国展に出展される予定となっております。

なお、上記優秀作品は、文化祭の無料開放期間中にフェライト子ども科学館で展示を行っております。

次に、「フェライト子ども科学館」の充実についてであります。

より安全に楽しく科学を学ぶ環境を整え、来館者の満足度の向上を図るため、展示物の一部をリニューアルいたします。今回のリニューアルでは一部の既存展示物を改修するほか、新規展示アイテム2点を導入いたします。

新規展示アイテムは「マグネットサーカス」、「ペタペタマグネット」の2点で、ともにフェライトの特徴である磁石をテーマにしております。どちらも子どもたちがわくわくするような展示であり、楽しみながらフェライトや科学を学べる内容となっております。

なお、当該工事のため、小中学校の冬休み明けの令和6年1月15日から休館し、3月20日春分の日のリニューアルオープンを予定しております。

次に、「にかほ市ミュージアム連携協議会事業」についてであります。

9月30日から10月1日にかけて、エリアなかいちを会場に秋田朝日放送・AAB秋フェスタが開催され、にかほミュージアム連携協議会及び観光課が連携して「にかほ・鳥海出張ミュージアム」と題してパネル展示及び体験コーナーを設けました。この2日間の観覧者数は延べ1,800人の来場者があり、多くの家族連れがペンギンの折り紙体験、オリジナル缶バッチカップセルトイ、マグネットピンや紙コプターづくりなどを楽しんでいただき、本市の博物館系施設それぞれの特色をPRしております。

最後に、「白瀬中尉をしのぶ集い」についてであります。

「第57回白瀬中尉をしのぶ集い」は、白瀬南極探検隊が大和雪原に到達した日を記念して令和6年1月28日に開催いたします。

今年度の「雪中行進」は、金浦公民館をスタートし白瀬記念館までの行程となり、参加を希望する金浦小学校・金浦中学校の児童・生徒及び一般の方に加え、市広報で愛犬と一緒に行進する方を募り、開催する予定であります。

●議長（宮崎信一君） これで市政報告を終わります。

所用のため、暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時51分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、報告第9号専決処分の報告について（専決第11号から第15号）から日程第31、議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの報告3件

及び議案25件、計28件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、本定例会に提出しております議案についての要旨を報告させていただきます。

まずは、報告第9号についてであります。専決処分の報告について（専決第11号から第15号）です。

これは、5件の専決処分を一括して報告するもので、市が受理した身体障害者手帳の申請について、秋田県への進達事務の遅れにより、福祉医療費の対象となるべき医療費及び食事療養費が相手方の負担となったことによる損害賠償の額を11月1日付で決定したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第10号専決処分の報告について（専決第16号）についてであります。

これは、令和5年7月4日、象潟町字三丁目塩越地内において、会計年度任用職員が運転する公用車の接触事故により、東北地方整備局所管の道路附属物等と与えた損傷による損害賠償の額を11月10日付で決定したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第11号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてであります。

これは第31期決算と第32期事業計画及び予算について、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

次に、議案第78号教育委員会教育長の任命についてであります。

小園敦教育長が令和5年12月9日をもって任期満了となるため、引き続き小園敦教育長を適任者と認め、任命について議会の同意を得ようとするものであります。

資料として履歴を添付しております。

次に、議案第79号教育委員会委員の任命についてであります。

小松雅子委員が令和5年11月30日をもって任期満了となるため、引き続き小松雅子委員を適任者と認め、任命について議会の同意を得ようとするものであります。

資料として履歴を添付しております。

議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは市議会の議員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは一般職の職員の給与改定に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、秋田県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第83号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第84号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これはコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の申請について、個人番号カードに加え、移動端末設備による申請も可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第85号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは廃棄物の処理及び再生利用の促進等に関する事項を審議するにかほ市廃棄物減量等推進審議会を設置し、その組織及び運営等を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第86号にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは宿泊料について、人件費の上昇や物価高騰などを踏まえた適正な価格設定とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第87号にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは上水道事業の経営の健全化と水の安定供給を図るため、水道料金を改定する必要があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第89号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第90号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、にかほ市アウトドア拠点施設の指定管理者として、株式会社モンベルホールディングスを指定することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第91号市道路線の廃止についてであります。

これは企業立地用地として利用することに伴い、市道家ノ森線を廃止することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第92号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についてであります。

これは本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務を変更するため、組合規約の変更について、関係市と協議するにあたり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,287万3,000円を追加し、総額をそれぞれ175億402万5,000円とするものであります。

補正の内容は、条例改正に伴う議員及び常勤特別職の期末手当の引き上げや一般職の職員の給料及び期末勤勉手当の引き上げのほか、人件費の所要見込みによる調整を行うものであります。

次の議案第94号から議案第97号までは、各会計の補正予算案であります。それぞれ人件費について条例改正に伴う改正や所要見込みによる調整を行うものであります。

議案第94号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万9,000円を追加し、総額をそれぞれ9,783万3,000円とするものであります。

次に、議案第95号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万5,000円を追加し、総額をそれぞれ13億9,965万7,000円とするものであります。

次に、議案第96号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万2,000円を追加し、総額をそれぞれ4億1,684万8,000円とするものであります。

次に、議案第97号令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出の予定額に160万8,000円を追加し、その総額を6億1,985万9,000円とし、資本的支出の予定額に56万8,000円を追加し、その総額を4億497万円とするものであります。

次に、議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,878万8,000円を追加し、総額をそれぞれ177億5,281万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金に民生費国庫負担金や総務費国庫補助金など合わせて1,297万2,000円を計上するほか、県支出金に農林水産業費補助金など合わせて2,954万3,000円を計上しております。

歳出の主なものは、総務費に住民基本台帳システム改修費など3,862万3,000円を計上し、衛生費には、環境プラザ運営費など2,421万4,000円を計上しております。

農林水産業費には、機構集積協力金交付事業交付金など3,550万8,000円を計上し、商工費には企業立地促進事業費など1,194万3,000円を計上しております。

土木費には、白幡森周辺エリア整備事業費など6,755万8,000円を計上し、教育費には各学校及び

施設の光熱水費など5,658万4,000円を計上しております。

次に、議案第99号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ323万6,000円を追加し、総額をそれぞれ28億6,887万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳出の総務費にシステム更新費を計上し、諸支出金に一般被保険者保険税還付金を計上するものであります。

議案第100号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ10万円を追加し、予算総額をそれぞれ3億7,399万9,000円とするものであります。

主な補正内容は、保険料還付金に係る歳入及び歳出の増額を行うものであります。

次に、議案第101号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ954万2,000円を減額し、総額をそれぞれ13億9,011万5,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳出の公共下水道事業費について、白幡森地内の下水道管新設詳細設計費を追加した一方で関地区の農集排接続事業の見合わせによる減額を行っております。

議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ389万3,000円を追加し、総額をそれぞれ4億2,074万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳出の光熱水費や消費税などを増額するものであります。

以上、議案の要旨について説明をさせていただきました。

補足説明については、担当の部課長が行いますので、よろしく願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第9号及び第10号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、報告第9号について補足説明させていただきます。

議案書の方、1ページをご覧ください。

事務の流れといたしましては、身体障害者手帳の申請があった場合、月3回の締切日にあわせて県へ進達することとなっております。県の審査会で決定し、身体障害者手帳交付された方は、等級や年齢により医療費が無料となる福祉医療費の対象となります。

今回の誤りは、令和5年6月から令和5年8月までの月末に市が受理した5名の方々について、申請を受理した翌月に県へ進達処理したことにより、本来、福祉医療費の対象となるべき手帳の申請月分の医療費及び食事療養費が5名の方々の負担となってしまいました。5名の方々には直接説明の上、謝罪をして、自己負担となった対象月分の医療費及び食事療養費分を市が賠償金として支

弁する合意書を取り交わし、11月16日に賠償金をお支払いしております。

今後は、進達遅れのないよう、チェック体制を強化して再発防止に努めてまいります。

報告第9号についての補足説明は以上であります。

続きまして、報告第10号について補足説明いたします。

議案書は3ページになります。

令和5年7月4日午後3時30分頃、にかほ市象潟町字三丁目塩越地内の国道7号において、会計年度任用職員が運転する公用車が国土交通省東北地方整備局所管の道路附属物である境界杭に接触し、損害が生じたものであります。

相手方の道路附属物等への損害賠償の額37万3,643円につきましては、市が加入している賠償責任保険からの共済金で全額が賄われるものであります。

今後は、職員への交通事故防止を徹底し、交通安全の保持に努めてまいります。

報告第10号についての補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第11号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、報告第11号につきまして補足説明をいたします。

配付しております資料「にかほ市観光開発株式会社経営状況報告書」に基づきまして、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第31期決算報告と第32期事業計画についてご説明をいたします。

決算資料は、はまなす事業部、ねむの丘事業部の二つの事業部を合算した、にかほ市観光開発株式会社の決算を主に報告いたします。

初めに、表紙をめくっていただきまして横版になっております1ページ目をお開き願います。

貸借対照表です。

表の左側、資産の部では、一番上の科目、流動資産のはまなす・ねむの丘を合わせた合計が1億2,211万6,438円で、これに資産の部の欄の中段、固定資産の合計2,029万4,993円を加えた、最下段、資産合計は両事業部合わせまして1億4,241万1,431円でございます。

また、表の右側、負債の部では、科目、流動負債のはまなす・ねむの丘を合わせた合計が5,865万6,226円で、科目の固定負債の合計が5,521万9,934円です。固定負債の中の長期借入金4,000万円は、コロナ禍においてねむの丘事業部が秋田県経営安定資金を第29期に借入れしたものです。3年据え置きで、以降7年間で返済する制度資金でございます。

これらを合わせた表の中段、負債合計が1億1,387万6,160円でございます。

純資産の部ですが、純資産合計が2,853万5,271円でございます。資料には書かれておりませんが、前期比約98.3%となっております。これはコロナ禍の影響が31期半ばまで及ぼし、僅かではございますが運転資金を預金の取り崩しにより賄ったことを示しております。しかしながら、前期30期は、その数字が69%を示しておりましたので、大きく回復・改善いたしております。

次に、2ページをお開き願います。

損益計算書です。

市の会計に倣い、歳入と歳出という見方でご説明いたしますと、表の左側、科目欄の売上高は、

飲食収入、売店収入、宿泊・入浴料などで両事業部の合計が6億3,173万6,739円、それと表の中ほどより少し下、営業外収益556万6,483円とありますが、これは市による「ほかほか入浴事業」による補助金が主なものでございます。これらを合計いたしますと、6億3,730万3,222円となり、いわゆる歳入となり、前期比では9%の増加となっております。

次に、歳出となりますが、同じく科目欄の売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失、法人税及び住民税額の合計が歳出に当たります。

売上原価は、食材や商品の仕入れなどで3億1,477万9,268円、販売費及び一般管理費は、3ページに詳しい内容を載せてありますので、ご説明は割愛しますが、3億2,234万3,871円、営業外費用が46万5,784円、特別損失は、固定資産廃棄損として1円を計上しております。法人税及び住民税額が20万4,000円、この五つの項目を合計いたしますと6億3,779万2,924円となり、これがいわゆる歳出となり、第31期での歳入歳出につきましては、2ページの最下段、当期純損失として差し引きマイナス48万9,702円の当期純損失額を計上しております。僅かにプラスに転じるところまでは至っておりませんが、前期30期はマイナス1,304万7,244円でしたので、大きく回復・改善いたしております。

当期は下半期に特にねむの丘事業部において人流回復により入館者数が増加し、宴会や団体の飲食の売り上げが大きく伸びを示し、単体では大幅な増収増益、黒字転換となりました。

一方、はまなす事業部においては、前期30期はコロナ禍の下支えとなった飲食、宿泊施設向けの全国旅行支援が大幅縮小され、マイナス要因となり、宿泊者による1人当たりの単価の減少や宴会需要が回復に至らず、単体では減収減益、赤字となっております。

しかしながら、両事業部とも原材料費価格高騰に対応した仕入れやメニューの改善、人員配置の効率化による人件費の抑制を最大限図るとともに、イベント開催による集客の工夫など経営改善の努力に取り組んだ結果、両事業部合わせた観光開発株式会社としての決算は、大幅な増収増益と改善し、黒字まであと僅かというところまで至っております。

4ページをお開き願います。

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部における変動額を示している書類でございます。

中段より少し下の株主資本合計につきましては、当期首残高2,902万4,973円から当期末残高は残り2,853万5,271円ほどまで減少したことが見て取れます。

5ページの個別注記表は、会社法に則り、計算書類として認定されている書類で、先ほどご説明いたしました貸借対照表や損益計算書等の財務諸表についての会計処理や補足的情報を表示する注記をまとめたものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

第32期のはまなす事業部の事業計画です。

事業期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日までです。

コロナ禍の収束を踏まえ、地域活性化施設として健康増進、福祉の向上を図りながら、7項目の重点取組事項を挙げ、積極的な売り上げ増強策など黒字化に向けた施設の管理運営を行うこととし

ております。

7ページをご覧ください。

収入の部では、営業内収入で1億6,620万円を見込んでおります。

支出の部では、1億6,672万円を計上しております。

経常利益は、営業内収入、営業外収益と支出費用の差し引き28万円を見込むものでございます。

それぞれの項目の備考欄に内容を付記しておりますので、ご確認願います。

次に、8ページをお開き願います。

ねむの丘事業部です。

ねむの丘事業部につきましても、以下の7項目の重点事項を挙げ、更なる増収増益を目指した施設の管理運営をいたしていくこととしております。

9ページをご覧ください。

収入の部では、隣接するアウトドア拠点施設の開設もあり、レストランや売店等の更なる回復を見込んで4億9,050万円を見込んでおります。

支出の部では、経費の抑制等を行い、合計4億6,400万3,000円で、営業内収入、営業外収益と支出費用の差し引き742万7,000円の経常利益を見込むものであります。

最後に、10ページ、評価指標であります。

これは市で作成いたしました第三セクターへの指導等に関する指針により、経営の効率化や健全化等を分かりやすく確認するためのものであり、全3期分の評価基準に対する実績を確認することができるものであります。

大きく四つの視点からなり、会計経営の安全性、収益性、生産性、自立性、これらを表の縦に、中ほどの評価基準と比較して経営状況を把握するものであります。

自立性欄につきましては、市職員の出向等ございませんので空欄となっております。

第31期に評価基準を下回っている項目としては、安全性の欄では、ナンバー1、自己資本比率、ナンバー4、負債比率の二つです。収益性欄では、ナンバー9、経常利益、ナンバー10、当期利益、ナンバー11、総資本経常利益率の3項目、生産性欄では、ナンバー21、職員1人当たりの管理費の1項目。全28項目中6項目が評価基準を下回っており、前期より1項目改善しております。

市といたしましても、指針を基に安定した経営に早く戻り、本市観光の更なる振興につながるよう、新たな提案や課題解決のためのフォロー等を行いながら今後とも関わってまいります。

以上で報告第11号についての補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第78号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第78号につきましては、先ほどの市長の説明及び配付しております履歴資料のとおりでございますので、補足説明は特段ございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第79号について、教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） 議案第79号につきましては、市長の提案説明並びに履歴資料のとおりですので、特に補足することはございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第80号から第83号までの議案4件について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、初めに議案第80号から82号までの3件の議案につきまして、関連がございますので一括して補足説明を申し上げます。

秋田県人事委員会では、県職員の給与等について、県内における月例給の公民格差3,794円、率にして1.04%を解消するため、若年層に重点を置いた月例給の水準の引き上げを勧告しております。

また、期末・勤勉手当については、県内の民間のボーナスの年間支給割合に見合うよう、職員の年間支給月数を0.15月引き上げて4.45月とするように勧告をしております。

県では、この勧告を受けて、本日開会の県議会に関係条例の改正議案を提出することとしております。本市といたしましても、秋田県人事委員会の勧告が本市を含めた地域の住民間給与水準を正確に反映したものと捉え、これまでと同様に、その勧告内容に鑑み、一般職の職員の給与等を改定しようとするものでございます。

あわせて、市議会の議員及び常勤の特別職の期末手当につきましても、これまでの対応と同様に改定しようとするものであります。

次に、改正の内容につきましてご説明します。

提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

資料の1ページと次の2ページにつきましては、議案第80号及び議案第81号による条例改正の新旧対照表で、それぞれ市議会の議員、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の額について改正しようとするものです。

次の3ページからは、議案第82号による条例改正の新旧対照表で、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額と給料月額を改定しようとするものでございます。

資料飛びまして20ページをご覧くださいと思います。

ページ上段の1、議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表につきましては、議案第80号による改定内容を表に表わしたものでございます。期末手当の支給月数は、令和5年度現行はA欄合計のとおり3.15月でございますが、改正後はC欄のとおり6月・12月とも0.05月ずつ引き上げて、それぞれ1.625月といたしまして、合計3.25月となります。

なお、今年12月の支給につきましては、B欄のとおり、1.675月とする特例措置により、令和5年度においても合計3.25月の支給となります。

実際の支給額につきましては、同じ表の下段、支給金額の欄をご覧くださいと思います。

次に中段、2、特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表は、議案第81号による改定内容になります。

市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するもので、議員の期末手当と金額は異なりますが、支給月数については同様の改定になりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

次に、下段の3、一般職の給与条例改正に伴う給料月額、期末・勤勉手当比較表は、議案第82号による改定内容になります。

(1)月例級の表につきましては、今年4月1日に遡って適用する給料表の改定額を記載したもので、このうち行政職の平均改定率は一番右の欄のとおり1.62%の増で、職員292人の1人当たりの改定額は月額4,636円の増額となるものです。

次の21ページ、(2)期末・勤勉手当の上段の表は、各手当の支給率を表わしています。令和5年度現行は、A欄合計のとおり4.3月でございますが、改正後はC欄のとおり6月・12月ともに期末手当は0.025月ずつ、勤勉手当は0.05月ずつ、それぞれ引き上げて、合計の支給月数を4.45月とするものでございます。

なお、今年12月の支給につきましては、B欄のとおり、期末手当を1.225月、勤勉手当を1.075月とする特例措置によりまして、令和5年度においても合計4.45月の支給とするものでございます。

また、その下の表は、期末・勤勉手当の支給額になりますが、各手当の支給月数の引き上げと、その算定基礎となる給料の改正を含めると、一番右の合計欄のとおり、職員308人の1人当たり平均6万4,638円の増額となるものでございます。

議案第82号までの補足は以上でございます。

次に、議案第83号です。

提出議案説明資料22ページをご覧ください。

条例改正の新旧対照表ですけれども、第2条では、この条例における給与の種類に勤勉手当を加え、第9条では、期末・勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員の任用条件を定めております。

第12条は、単純労務の職員に支給する給与の種類に勤勉手当を加えるものでございます。

23ページをご覧ください。

附則による改正でございます。

育児休業をしている会計年度任用職員についても勤勉手当の支給対象とするものでございます。

なお、これらの補正条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第83号の補足は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第84号及び85号については、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第84号について補足説明させていただきます。

議案書31ページになります。

今回の改正は、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請をする場合に、マイナンバーカードだけではなく移動端末設備、いわゆるスマートフォンに記録された利用者証電子証明書を利用して証明書の交付申請を可能とするために改正するものであります。

議案第84号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第85号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

議案書33ページをご覧ください。

今回の改正は、廃棄物の減量及び再生利用の促進等に関する事項を審議するため、にかほ市廃棄物減量等推進審議会を設置について、必要な事項を定めるため改正するものであります。

審議会では、一般廃棄物の減量及び再生利用の促進について、市指定ごみ袋の製造等に関する要綱の改正やごみ処理手数料の改正などについて審議をする予定であります。

議案第85号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第86号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 議案綴りでは35ページ・36ページになります。

議案第86号にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定について補足説明をいたします。

にかほ市観光開発株式会社が指定管理を受け運営しております温泉保養センターはまなすの利用料金の一部を改正するものです。

具体的には、宿泊の場合の個室使用料、つまりは宿泊料金の上限額を改正しようというものです。

宿泊料金は、平成18年3月に本条例が制定以来、消費増税時以外は全く改正しておらず、今日の物価水準に見合った適正な価格設定をいたすものです。

提出議案説明資料の26ページをお開き願います。

新旧対照表です。表の中段の個室使用料のうち、宿泊について入湯税や食事代を除いての上限額を、大人1人1泊につき、現行が「3,760円」を改正後は「1万円」に、小学生が現行「3,230円」を改正後は「8,000円」に、同様に特別室使用料について、大人「5,230円」を「1万4,000円」に、小学生「3,650円」を「9,000円」に改正するものです。

額面上は大幅な値上げのように見て取れますが、指定管理制度を導入している場合は、上限額の範囲内で減額することができるとされておりますので、必ずしも一律大きく値上げされるというものではございません。むしろこれまでは現行の安価な価格設定のため、素泊まりの受け入れは赤字になってしまうため、実質、受け入れすることができず、また、食事代を含めても繁忙期も閑散期も関係なく1年を通じてほぼ同額の料金設定にせざるを得ないなど、健全経営の維持が難しい要因の一つでありました。

ちなみに、現在1泊2食付で、平日9,000円、休日前1万400円の価格設定で、仮に今回改正できれば、標準的な時期で平日1万200円程度、休日前1万2,000円程度とし、また、閑散期等には素泊まりの受け入れも検討可能とのことでございます。

このたびの改正により、上限を引き上げることにより、繁忙期と閑散期のめりはりのついた幅広い価格設定や、より付加価値の高い商品プランを打ち出すことが可能となり、施設側にとっては採算性の確保、お客様にとってはサービスの向上と、双方にとってメリットがある適正な価格設定により、健全経営につなげるために改正をいたすものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第87号及び第88号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第87号についてご説明いたします。

37ページをご覧ください。

にかほ市公共下水道事業及び農業集落排水事業の両特別会計を令和6年度より地方公営企業法的全適用の公企業に移行するため、既存の水道事業の条例に下水道関連の条項を組み入れる形で条例改正をするものとなります。

国からの通達により、人口3万人以下の自治体は、令和6年4月1日までは公企業に移行することとされており、このことに基づく条例改正となります。

このことに伴い、両特別会計は、令和6年3月末日をもって打切決算を行い、移行するものとしたします。

なお、条例の施行日は、附則により令和6年4月1日としております。同様に、下水道事業の関連条例についても附則により整合性を図っております。

続きまして、議案第88号について補足説明いたします。

議案書44ページをご覧ください。

水道料金を税抜きで平均37.28%引き上げる条例改正となります。

現行の料金は、平成26年9月に改正され、9年ほど経過しております。その間、人口減少に伴う使用水量の減や近年の物価高騰などの社会情勢の変更もあり、水道事業の経営、施設維持管理の状況は厳しいものとなっております。今年度、にかほ市公営企業運営審議会を開催し、料金改定について諮問したところ、「上水道事業の経営の健全化と安定供給を図るため、値上げはやむを得ないものと判断します」との答申をいただき、料金改定をするものとなります。

施行日は、周知期間を半年間設けまして、令和6年6月1日としております。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第89号については、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 議案第89号について補足説明をいたします。

概要につきましては、現行の火災予防条例において、蓄電池設備はこれまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていました。蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しをするものです。

また、固体燃料を使用する火気設備等の基準が見直されたことから、所要の基準の整備を行うものです。

内容について説明いたします。議案綴り47ページをお願いします。

第13条第1項では、蓄電池設備の規制対象に係る範囲を、A h・セルから蓄電池容量kWhを用いて区分をし、蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のもので、出火防止措置が講じられたものは対象から除くというものです。

第13条第3項では、屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に納められたものとするれば、キュービクル式のものでなくてもよいとするもの、また、延焼防止措置が講じられた蓄電池設備は、建築物から離隔距離3m以上をとらなくてもよいこととするものです。

第44条では、蓄電池容量20kWh以下の蓄電池設備は、届け出を要しないとするものです。

48ページ、下段になります。条例別表第3に、新たに固体燃料、炭火焼き器を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものです。

この条例の施行は、令和6年1月1日とするものです。

補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第90号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 議案第90号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての補足説明をいたします。

議案綴り50ページをお開き願います。

1として、施設の名称は、にかほ市アウトドア拠点施設です。この施設は、先の9月定例会にて設置の条例制定をご承認いただいた施設でございます。

2、指定管理者は、株式会社モンベルホールディングスでございます。なお、株式会社モンベルホールディングスは、株式会社モンベルのグループの中の資産管理や不動産管理を行う部門の会社です。

3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間でございます。

まず、拠点施設の管理運営を指定管理者に行わせることとした理由としては、当該施設は単にアウトドア用品購買施設、つまりはテナントが入る店舗のみの機能ではなく、本市のアウトドアアクティビティに関する情報の発信に関する機能、アウトドアアクティビティに関するイベントの開催等に関する機能などを通じて地域活性化を目的とした施設と位置付けております。そのため、野外活動事業や地域活性化に携わるコンサルティング事業などの専門性と実績が必要であることから、市直営等ではなく、指定管理による管理運営とするものです。

また、指定管理者の選定方法は、非公募によるものです。この根拠法令は、にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項(1)当該施設の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められるときの適用であります。その理由として、本施設は令和元年8月に株式会社モンベルと市が締結した包括連携協定並びに令和3年8月に同社へ策定を依頼したアウトドアグランドデザインに基づいた施設であること、また、並行して市が誘致活動を行ってまいりました株式会社の商業部門でありますモンベルストアを本施設へテナントとして入居を計画してまいりました。モンベルストアは、今回指定管理を行おうとする企業のグループ企業であります。これらのことから、本施設の機能を最大限に発揮できる事業者は、当該事業者に限られるため、非公募によるものです。

なお、今月15日に、にかほ市指定管理者選定委員会を開催し、ただいまご説明した内容のほか、指定管理に係る収支計画書、同社の経営状況説明書等について評価をいただき、適正と審査されております。

また、提出議案説明資料56ページをお開き願います。

市が作成した指定管理業務仕様書です。同委員会に提出し、評価をいただき、適正と審査されております。

本仕様書の57ページをお開き願います。

一番下、3、管理運営の基準について、61ページにかけて規定しております。

61ページをお開き願います。

4、業務の範囲及び内容についての規定です。詳細については66ページからの別表1に定めておりますので、後ほどご覧願います。

61ページ下の方の5、責任及びリスクの負担について、1、責任分担については、72ページからの別表2に詳しく定めておりますので、後ほどご覧願います。

また、2、リスク分担についても74ページからの別表3に詳しく定めております。

62ページの下段をご覧ください。

6、管理運営に要する費用負担に関する規定です。

一番下の段にあります2、指定管理料の額は、毎年行う年度協定で定めることとしております。そのほか仕様書に記載のとおりでございます。

最後になりますが、本議案をご審議いただき、議決を経たのちに、ただいまご説明した仕様書に基づいた10年間の指定管理者基本協定書を株式会社モンベルホールディングスと締結することになります。

また、それとは別に年度協定書を締結し、その中に指定管理料の金額も規定することになります。ご参考まで、令和6年度の指定管理料の金額は2,002万6,000円以内で調整中であります。

なお、指定管理料とは別に地域活性化企業人1名を派遣していただくよう調整もしているところでございます。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第91号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第91号について補足説明いたします。

議案書51ページをご覧ください。

芹田字家ノ森地内の市道家ノ森線を含めた隣接地の企業立地開発行為に伴い、同路線がなくなることから廃止するものとなります。

同路線の機能は、近隣路線で補完できるものとなっております。

なお、廃止後は、普通財産に切り替え、払い下げすることとなります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第92号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第92号について補足説明いたします。

議案書53ページをご覧ください。

今回の改正は、本荘由利広域市町村圏組合移行プランに基づき、共同処理する事務のうち、令和6年度から病院群輪番制病院運営事業をにかほ市、由利本荘市に移管するため、組合規約の第3条第5号、休日・夜間診療体制の整備に関するものを除くことについて、関係市と協議するに当たり、地方自治法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第92号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第93号から第97号までの議案5件について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 初めに、議案第93号につきましては、先ほど説明いたしました議案第80号から82号までの条例改正による市議会の議員、特別職及び一般職の期末手当の改定や一般職の月例給及び勤勉手当の改定に対応するほか、時間外勤務手当の実績見込み、年度途中の人事異動、扶養親族の異動、これらに関連した共済費など、人件費の調整を行うものでございます。

補正の財源につきましては、歳入の財政調整基金繰入金を増額して対応するものでございます。

次に、議案第94号から97号までの各特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、先ほど説

明いたしました議案第82号の条例改正による一般職の職員の期末・勤勉手当の改定、月例給の改定に対応するほか、時間外勤務手当の実績見込み、これらに関連した共済費などの人件費の調整を行おうとするものでございます。

なお、各特別会計の補正の財源につきましては、それぞれ基金や一般会計からの繰入金を増額して対応しようとするものでございます。補足は以上です。

●議長（宮崎信一君） 昼食のため、暫時休憩をいたします。再開を1時といたします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第98号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、議案第98号の企画調整部関係について補足説明いたします。

初めに、補正予算書5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正については、今補正に計上する7款2項観光費、にかほ市観光拠点センター駐車場整備事業と、8款2項道路橋梁費、白幡森周辺エリア整備事業、計上済みである10款5項保健体育費、カヌー保管台車兼トレーラー購入事業について、年度内に事業完了が見込めないため繰越明許に追加するものです。

予算書6ページから9ページにかけて、第3表債務負担行為補正についてであります。

39の業務について追加するものであります。

新年度業務について債務負担行為を設定し、入札契約等の手続を今年度中に行うことによって、年度内または新年度早々の着手を可能とするものであります。業務発注や施工時期の平準化を図るとともに、受注者の経営と雇用の安定、そして事務手続の効率化につながるものとして実施するものであります。

また、予算措置により計上していた制度資金に係る保証料、利子補給に係る補助金について、債務負担として整理し、計上するものです。

所管に係るものとしましては、6ページ中ほど、若者支援住宅敷地造成工事として、造成工事及び付随する市道の整備を一体的に行うため、限度額3億6,000万円の債務負担行為を設定するものです。

次に、補正予算書の10ページ、第4表の地方債補正については、白幡森周辺エリア整備事業に係る事業費の計上に合わせて追加するものです。

次に、歳入についてであります。

13ページをご覧ください。

14款2項国庫補助金1目1節総務費補助金425万7,000円の増額は、歳出で説明があります園芸経

営継続支援事業などの物価高騰対応策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものとして、事業費相当分のうち既計上額に不足する額を計上するものであります。

次に、14ページ、18款繰入金2項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金7,715万3,000円の増額は、歳入歳出の調整のための増額になります。ほかの基金繰り入れについては、充当事業費の増額計上に合わせて補正するものであります。

本補正後の財政調整基金の残高は、26億1,290万円となります。

続いて、歳出です。

15ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費10節需用費の光熱水費795万円のうち400万円が象潟庁舎等の電気・ガス・水道料金を増額するものです。同じく修繕料70万円のうち60万円は、施設関係の緊急修繕料です。11目交流促進費事業費委託料987万9,000円のうち980万円は、にかほ市PR事業として、インターネット上での検索連動型の広告を委託する経費となっております。

企画調整部関係の補正説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、総務部関係の主な補正内容について補足説明を申し上げます。

補正予算書はそのまま15ページをご覧くださいになっていただきたいと思います。

歳出でございますが、2款総務費1項1目一般管理費3節職員手当等331万9,000円の増額は、秋田県市町村総合事務組合に納付する一般職退職手当事業負担金でございます。前年度までの退職手当の支給実績額が組合に納付済みの負担金額を上回ったため、追加で負担をするものでございます。

その下の11節役務費75万円は、通信運搬費につきまして、郵便料金の実績見込みにより増額するものでございます。

下の11目交流促進事業費の10節需用費40万円は、JR仁賀保駅のガス・水道料の実績見込みによる光熱水費の増額でございます。

総務部関係は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 市民福祉部関係の主な内容について補足説明申し上げます。

初めに歳入です。

予算書は13ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金493万1,000円及び15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金246万6,000円は、障害福祉各給付費の増額に伴う国及び県の負担金を計上しております。

14款2項1目総務費国庫補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金356万4,000円は、戸籍情報システム振り仮名対応に係るシステム改修補助金です。

15款2項1目総務費県補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金785万2,000円は、

住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修に関わる補助金です。

14ページをご覧ください。

20款4項6目雑入1節雑入、本荘由利広域市町村圏組合負担金過年度清算金5,918万3,000円は、令和4年度の介護保険分担金の清算金であります。

次に、歳出についてです。

15ページをご覧ください。

2款1項4目14節工事請負費100万円は、仁賀保庁舎の屋上に設置しております避雷針の更新工事費を計上しております。

2款3項1目12節委託料1,141万7,000円は、戸籍に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修委託料として356万4,000円、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等をするための住民基本台帳システムの改修委託料として614万8,000円、同じく戸籍附票システムの改修委託料として170万5,000円を増額するものであります。

16ページをご覧ください。

2款7項3目防犯対策費10節修繕料230万円は、防犯灯の修繕費を増額するものです。

3款1項3目障害者福祉費19節扶助費1,006万円は、障害者福祉サービスの各給付費を増額補正するものです。

17ページをご覧ください。

4款1項2目母子保健事業費12節委託料166万1,000円の増額は、男性HPV任意予防接種委託料で、実績見込みにより増額するものであります。

4款1項6目環境衛生費12節委託料225万円の増額は、斎場の管理委託料が100万円、緑ヶ丘墓園の支障木の伐採委託料125万円を計上しております。

4款2項2目環境プラザ運営費、同じく3目最終処分場管理費10節需用費では、薬剤等の消耗品費、光熱水費の増額見込み額を計上しております。

市民福祉部関係の補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

18ページの中段をご覧ください。

歳出です。

6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、園芸経営継続支援事業費補助金1,200万円は、今年の猛暑で深刻な被害を受けている園芸農業者へ高騰する肥料等に係る費用を支援し、農業経営の継続を図るもので、財源として国の地方創生臨時交付金を活用いたします。

その下、機構集積協力金交付事業交付金1,908万円は、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積集約化に取り組む地域に協力金を交付するもので、市内二つの地区、計36ha分を計上しております。財源として、歳入の県補助金に同額を計上しております。

その下、農業経営等復旧継続支援対策事業費補助金14万5,000円は、7月の豪雨災害に係るネギ、

大豆の当年度の防除薬剤に係る費用を支援するもので、財源として歳入の県補助金に同額を計上しております。

農林水産部関係の説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 商工観光部関係の補足説明をいたします。

補正予算書19ページをお開き願います。

歳出です。

一番上の7款1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金125万円は、企業立地促進条例補助金です。このたびは、市内企業が設備投資に合わせて新たに正社員雇用を行った際に1人につき25万円を助成する雇用促進助成1社5人分となっております。

その下、3目地方創生費の10節修繕料100万円は、9月議会にて象潟町宇小滝にあります特定住宅下山住宅5棟を用途廃止し、移住者支援住宅として活用していく旨、ご審議いただきました。併せて、長期間使用されていなかったため、給排水等の点検の予算もその際計上させていただいております。その点検結果を受け、全ての建物において不具合が確認されましたが、今回そのうちの1棟について、お試し移住体験住宅として活用することを想定して、給排水設備や給湯設備の入れ替え、エアコンの設置等を行おうとするものです。

続いて22節償還金利子及び割引料45万円は、東京23区に居住または通勤していた方が地方移住した際に交付される県による移住支援金について、昨年度本市へ移住され、当該補助金60万円を受けた方が1年余りで本市から転出することになったため、当該補助金のうち県費分として4分の3に当たる45万円を県に返還するためのものです。残り4分の1に当たる15万円が市費でありますので、当事者からの返還分としては、歳入の雑入に全額に当たる60万円を計上しております。

次に、7款2項観光費2目観光施設費のうち12節委託料500万円は、道の駅象潟「ねむの丘」エリアにおいて、コロナ禍以降の人流の回復と、来年度、アウトドア拠点施設が完成することによる渋滞を緩和するため、にかほつとの南側に駐車場を新たに拡張するための測量設計費です。約50台分を見込んでおります。なお、財源として、歳入にみらい創造基金を充てております。

最後に14節工事請負費360万円は、温泉保養センター「はまなす」のサウナ室の木材が著しく劣化していることから、男女とも改修工事を行うものです。財源には、歳入に観光振興基金を充てております。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 同じく建設部関係について補足説明いたします。

同じく19ページをご覧ください。

歳出の8款2項3目道路橋梁新設改良費12節委託料6,200万円の増は、白幡森周辺エリア整備事業に伴い、区域内道路整備のための測量設計調査業務委託料となります。

次のページ、20ページへお進みください。

8款4項1目都市計画総務費27節繰出金25万8,000円の増は、公共下水道事業特別会計への繰出

金の調整となります。

8款5項1目住宅管理費10節需用費、修繕料530万円の増は、公営住宅の管理に伴い、今後の修繕料の不足見込み分を補正するものとなります。

建設部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿部光弥君） 消防本部に関する補足説明をいたします。

予算書は同じく20ページをお願いします。

歳出です。

9款1項1日常備消防費10節需用費449万5,000円の増額は、消耗品57万5,000円、これは令和6年度新規採用職員1名の被服貸与品代であります。燃料費166万円は、車両及び庁舎燃料費を増額するものです。光熱水費180万円は、庁舎電気料金、水道・ガス料金を増額するものです。修繕料46万円は、消防車両の車検及び12か月点検時の修繕料の見込みにより増額するものです。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） それでは、教育委員会関係の主なものについて補足いたします。

歳出になります。

所管施設に係る燃料費及び光熱水費の増額計上のほか、20ページの一番下になります、10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節負担金補助及び交付金40万1,000円は、奨学金の貸与を受けた者のうち、本市に住民登録し居住する就労者に対する助成制度で、当該対象者の増加が見込まれるため増額補正するものでございます。

次に、21ページ上段の2項小学校費2目教育振興費11節需用費の消耗品費1,125万7,000円の増額は、来年度に小学校の教科書が改訂となるため、それに対応する教師用の指導書を購入するもので、新年度のスタートと同時に使用できるよう補正計上するものであります。

次に、下段の中ほど、4項5目図書館費14節工事請負費365万円は、金浦駅舎図書館「こびあ」の空調設備室外機から生じる稼働音の周辺住民への影響を低減させるための防音壁仮設置が相応の効果が現れていることから、本設置とするための工事費用であります。

教育委員会に関する補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第99号及び第100号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第99号及び議案第100号につきましては、先ほど市長の説明のとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第101号及び第102号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第101号について補足説明いたします。

予算書7ページをご覧ください。

歳入になります。

3款1項1目1節国庫補助金350万円の減は、関地区農業集落排水接続詳細設計の見送りに伴う公共下水道事業補助金の減額となります。

4款1項1目1節一般会計繰入金28万5,000円の増は、歳入歳出調整に伴い一般会計からの繰入金  
金の整合を図るものとなります。

7款1項1目1節市債630万円の減は、関地区農業集落排水接続詳細設計見送りの1,300万円の減  
と、白幡森地内下水道管新設詳細設計670万円の増によるものとなります。

8ページへお進みください。

次に、歳出となります。

2款1項1目公共下水道事業費12節委託料の982万2,000円の減は、関地区農業集落排水接続詳細  
設計の見送り1,652万2,000円の減と、白幡森地内下水道管新設詳細設計670万円の増となります。

続きまして、議案第102号について補足説明いたします。

予算書の6ページをご覧ください。

歳入となります。

5款1項1目1節一般会計繰入金389万3,000円の増は、歳入歳出調整に伴い一般会計からの繰入  
金の整合を図るものとなります。

7ページへお進みください。

次に、歳出になります。

1款1項1目一般管理費26節公課費175万3,000円の増は、納付する消費税額確定による増となり  
ます。

建設部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第78号教育委員会教育長の任命について及び第79号教育委員会委員の任命について、  
質疑、討論、採決を行います。

教育長、退席をお願いします。

【教育長 小園敦君 退席】

●議長（宮崎信一君） 本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了  
後に採決を行います。また、質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

初めに、議案第78号について質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第79号の質疑を終わります。

これから議案第78号教育委員会教育長の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行  
います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員数は、14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、9番佐々木平嗣議員、10番小川正文議員、11番佐々木孝二議員を指名します。

投票用紙を配付します。

**【投票用紙配付】**

●議長（宮崎信一君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

なお、無記名投票においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（宮崎信一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

**【投票箱点検】**

●議長（宮崎信一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票してください。

**【点呼に応じ各員投票】**

●議長（宮崎信一君） 投票漏れはありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（宮崎信一君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。9番佐々木平嗣議員、10番小川正文議員、11番佐々木孝二議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

**【立会人佐々木平嗣君、小川正文君、佐々木孝二君、立ち会いの上、開票】**

●議長（宮崎信一君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成14票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第78号教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

**【議場開鎖】**

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午後1時34分 休 憩

---

午後1時34分 再 開

**【教育長 小園敦君 着席】**

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

次に、議案第79号教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第79号は、同意することに決定しました。

これから議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまで及び議案第93号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてから議案第97号令和5年度にかほ市水道会計事業補正予算（第2号）についてまでの議案8件について、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

議案第80号から議案第82号まで及び議案第93号から議案第97号までの議案8件について、質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第80号から議案第82号まで及び議案第93号から議案第97号までの議案8件の質疑を終わります。

これから議案第80号から議案第82号まで及び議案第93号から議案第97号までの議案8件の討論、採決を行います。

初めに、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第94号の討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第95号の討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第96号の討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決

定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第97号令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第97号の討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これで散会します。

午後1時42分 散 会

---

